

地方創生の取り組み 20

面白いことやっているね。そう言われると少し照れますが、色々な場面で町外の方と接する機会がありますが、少し前から「津別町って、何か面白いことやってますね」というニュアンスの言葉を時折いただきます。そのあと少し鼻が高い気分と照れくさい気分が同時に現れますが、前者は「まだまだこれからですよ」という自信であり、後者は「いやそんなことないです」という謙虚さの現れですが、どちらに傾き過ぎることなく取組を進めなめて思われます。

平成30年度の地方創生事業振り返り

平成27年度に策定した『津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略』において、中長期的な人口減少対策としての施策や事業を盛り込んだ戦略を定めています。これに沿った形で地方創生事業を展開していますが、今回は平成30年度における事業について、大まかにですが振り返ってみたいと思います。

地方創生に関しては、主に国からの交付金で実施しているいくつかの事業がありますが、始めに、まちの賑わい創出事業ですが、昨年度の大きな取組に、まちづくり会社の設立がありました。平成29年度から引き続きもので、会社を統括するマネージャーを全国公募し49名の応募がありました。4月に最終選考を行い松林さんに決定、8月に着任となりました。

着任後は、会社の事業計画策定の傍ら、特産品の洗い出し、フードホールの開催、株主公募など3月末の会社設立まで、9月着任の山本サブマネージャーと共に奔走する日々でしたが、3月28日に

無事「北海道つべつまちづくり株式会社」が誕生いたしました。

続いて障がい者等の働く場の創出事業ですが、社会福祉協議会と、町内で福祉事業を実施する株式会社とそれぞれ委託契約を結び、ひきこもりの方が外に出てくるための「居場所」を開設しています。また外に出るきっかけ作りや、障がいへの認識を深める取り組みとして、船舶市で福祉事業を営む山田賢明さんによる講演ライブを実施してきました。

再エネ活用推進事業では、まちなか再生にかかる熱源等供給について検討を行いました。大規模な熱源施設の導入は見送る方向となりました。引き続き地産地消のエネルギー供給を目指し、調査・研究を続けます。

次に移住・起業・空き家等活用促進事業の取組では、コワーキングスペースの開設に向け、一般参加型のリノベーションワークショップを24回にわたり実施し、町内外から多くの方に参加いただき、無事2月にオープンすることが出来ました。

また、関係人口拡大の取組として、移住や北海道に興味

のある方への首都圏での津別町を知ってもらおう活動や、移住希望者と自治体・企業を結び付けるイベント「北海道移住ドラフト会議」へ参加などの取組を進めてきました。

これらの効果もあり、昨年度1年間の町への移住者は17人で、平成27、28年度の3年間の移住者と同数となっています。

最後に町の単独事業として、大学生との連携事業がありますが、昨年度は3年目となった北大生による津別高校との連携事業などを実施

しました。大学生がリーダーし高校生の自主性を引き出すワークショップを開催し、町の特産品を北大マルシェで販売する体験や、津別の課題とその改善策を高校生自らが考える若者議会を実施しています。

令和になっても地方創生の取組はまだまだ続きます。

問い合わせ先 住民企画課地方創生係
☎76-2151(内線241)
e-mail: tsubetsusousei@gmail.com

北海道つべつまちづくり会社からひと言

地方創生事業の振り返りに際し、ひと言ご挨拶申し上げます。

2月のフードホールでは、沢山の方々にご来場とご協力いただき、皆さんとイベントを盛り上げることができましたこと、心より感謝申し上げます。至らぬ点が多々ありましたが、次回開催への反省点として、しっかりと受け止め改善してまいります。

現在は、ふるさと納税の

北海道つべつまちづくり株式会社
☎77-6081
FAX 77-6082

寄付拡大に向けた準備、移住・起業・空き家利活用の推進、特産品としてのクマヤキサブレの販売準備など進めています。

この6月より幸町12番地にありますコワーキングスペースJIMBA(ジンバ)内に新しく事務所を構えることとなりました。

皆さん、ぜひ気軽にいらしてみてください。

介護保険料納入通知書を送付します

～保険料の金額や納期限のご確認を～

65歳以上の方(第1号被保険者)は、介護保険料を納付することになりますが、その納め方は、普通徴収と特別徴収の2種類に分かれます。普通徴収の方には介護保険料納入通知書を6月中旬頃に、特別徴収の方には介護保険料特別徴収通知書を8月にそれぞれ発送します。

普通徴収 納入通知書に記載の金融機関で納付してください。なお、第1期納期限は7月1日です。

◆口座振替も利用できます◆
納付書で保険料を納付する方については、口座振替が利用できます。介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)を用意し、取り扱い金融機関(ゆうちょ銀行と町内の金融機関のみ)で手続きをお願いします。※口座振替の開始は、申し込み日の翌月からになります。

特別徴収 年金が年額18万円以上の方は、各種公的年金(老齢・退職・障害・遺族年金)からの天引きとなりますので、金額をご確認ください。

普通徴収・特別徴収併用の方 年度の途中(6月・8月または10月)から特別徴収が開始される方には、1期または2期分までの介護保険料納入通知書(手払い用)を発送します。

保険料額 10月以降の消費税10%の引き上げにより、第1段階から第3段階の方は、保険料軽減強化が実施され、負担軽減率により前年度より減額となります。

問い合わせ先 保健福祉課 介護保険係⑬番窓口 ☎76-2151(内線230)

所得段階	保険料の調整率	年額保険料
第1段階	基準額×0.45	23,900円
	↓負担軽減率 基準額×0.375	20,000円
第2段階	基準額×0.65	34,600円
	↓負担軽減率 基準額×0.575	30,600円
第3段階	基準額×0.75	39,900円
	↓負担軽減率 基準額×0.725	38,600円
第4段階	基準額×0.90	47,900円
第5段階	基準額	53,200円
第6段階	基準額×1.20	63,900円
第7段階	基準額×1.30	69,200円
第8段階	基準額×1.50	79,900円
第9段階	基準額×1.70	90,500円

混ぜればゴミ、分ければ資源！ 津別町のゴミ事情にせまる！！

現在インターネットで公開中！ 町のHPをご覧ください

人は一日に約1キロのゴミを出すとされています。津別町では町民のみなさんご協力の下、ゴミの分別に力をいれています。なぜ分別する必要があるのか？ 私たちが出したゴミは最終的にどうなっているのか？ 意外と知らない、身近なゴミに迫ります。



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信(月1回)することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトや道東テレビ、YouTube等で公開いたします。また、さんさん館、津別病院、道の駅あいおいに設置された「デジタルサイネージ(映像看板)」でも視聴することができます。※タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで
問い合わせ先 住民企画課 企画係 ☎76-2151(内線215)

職員がレポーターに挑戦